

寒川町町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月19日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 28 号

寒川町町税条例の一部を改正する条例

寒川町町税条例(昭和 60 年寒川町条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条の 2 第 1 項第 2 号を次のように改める。

- (2) 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

附則第 10 項中「附則第 7 条第 13 項」を「附則第 7 条第 18 項」に改める。

附則第 11 項第 6 号を削り、同項第 5 号中「附則第 15 条第 25 項第 3 号」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「附則第 15 条第 25 項第 2 号」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 7 分の 6

附則第 11 項第 7 号中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 14 条の 2 第 1 項第 2 号の改正規定は、公益信託に関する法律(令和 6 年法律第 30 号)の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

- 2 所得税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 8 号)附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前項ただし書による改正後の寒川町町税条例第 14 条の

2 第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 8 号)附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

- 3 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の寒川町町税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 4 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。